

福岡県公報

令和 8 年 2 月 27 日
第 674 号

目 次

告 示 (第86号 - 第101号)

○福岡県版気候風土適応住宅の基準	(建築指導課)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出	(保護・援護課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
公 告		
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	6
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7

警 察 本 部

- 福岡県警察篠栗合同庁舎の所在地及び開庁日の公示 (警察本部施設課) 7
- 再 掲
- 特定水産資源の採捕の停止 (水産振興課) 8

告 示

福岡県告示第86号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準 (令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。) 第2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして、福岡県において別に定める基準を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 基準告示第1項第一号に掲げる要件に該当すること
- 二 次のイからハまでの全てに該当すること
 - イ 次の(1)から(3)までの全てに該当すること
 - (1) 建築士の設計に係るものであること
 - (2) 木造の一戸建ての住宅であること
 - (3) 次の(i)、(ii)のいずれかに該当すること
 - (i) ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が300㎡以下であること
 - (ii) ロ(4)に該当する場合にあっては、延べ面積が200㎡以下であること
 - ロ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること
 - (1) 外壁の過半が貫工法等を用いたものであること
 - (2) 石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること

(3) 墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること

(4) 外壁の 3 分の 1 以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること

ハ 次の(1)から(6)までのいずれか 3 つ以上に該当すること

- (1) 屋根の過半が瓦で葺かれていること
- (2) 外壁の過半に深い軒等 (0.9m 以上) が設けられていること
- (3) 居室と外部の間に縁側が設けられていること
- (4) 内壁の過半が漆喰等の塗壁であること
- (5) 畳の間 (8 畳以上) 又は土間 (5 m² 以上) が設けられていること
- (6) 構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が 10m² 以上使用されていること

福岡県告示第 87 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。)) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 (法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生 434	おくだ脳神経外科クリニック	糟屋郡篠栗町庄一丁目 2-18	R 8・2・1
像生 171	橋本内科・胃腸クリニック	宗像市日の里八丁目 3-2	R 8・2・1
春生 200	春日もりさん内科循環器内科クリニック	春日市下白水南三丁目 25 番地 1	R 8・2・1
粕生 菌 94	合屋歯科・こども歯科	糟屋郡須恵町大字須恵 800-1	R 8・1・1
古生 菌 86	日高歯科医院	古賀市天神五丁目 3-1	R 8・1・1
嘉 靴 生 菌 7	ミント歯科クリニックくらて	鞍手郡鞍手町大字小牧 2226 番地	R 8・2・1

京生 菌 106	石辺歯科医院	京都郡苅田町富久町一丁目 3-1 松竜ビル 2 F	R 8・1・1
粕生 薬 220	みつば薬局須恵店	糟屋郡須恵町大字須恵 528-6	R 8・1・1
像生 薬 78	マイルド薬局宗像店	宗像市日の里八丁目 3 番 25 号	R 8・2・1
春生 薬 91	さくら薬局 下白水店	春日市下白水南三丁目 25 番地 3	R 8・2・1
宗遠 生 薬 20	おかがき調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津駅前 7 番 16 号	R 8・1・1
福津 生 訪 13	訪問看護ステーション向日葵	福津市福岡駅東一丁目 6-5-202	R 7・11・1
春生 訪 26	エデュコ訪問看護ステーション南	春日市平田台一丁目 31 パークサイド春日の杜 101 号	R 8・1・1
飯生 訪 57	訪問看護ステーションつむぎ	飯塚市赤坂 499-2	R 8・2・1
中生 訪 13	訪問看護ステーション暮愛	中間市東中間三丁目 3-6-201	R 7・11・1
京生 訪 25	小春日和訪問看護ステーション	京都郡苅田町若久町一丁目 7-9	R 8・2・1

福岡県告示第 88 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。)) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 (法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生 75	医療法人佐野クリニック	大野城市山田二丁目 17-25	R 7・12・31
糸島 地 生 11	田中耳鼻咽喉科クリニック	糸島市波多江駅南二丁目 1-20	R 8・1・19
糸島 地 生 63	さくらのクリニック	糸島市志摩桜井 2435-17	R 7・12・31

八女生59	大内医院	八女市酒井田279-4	R7・12・27
う生10	田中医院	うきは市浮羽町山北288-1	R7・12・31
粕生歯87	合屋歯科・こども歯科	糟屋郡須恵町大字須恵800-1	R7・12・31
田生歯19	石橋歯科医院	田川市魚町10-4	R7・12・31
京生歯37	石辺歯科医院	京都郡苅田町富久町一丁目3-1	R7・12・31
粕生薬140	サンワ調剤薬局須恵店	糟屋郡須恵町大字須恵528-6	R7・12・31
大野生薬86	コスモ薬局山田店	大野城市山田二丁目17-26	R7・12・31
田川生薬56	ひばり薬局	田川郡糸田町3800-8	R7・12・31
宮生薬11	若宮薬局	宮若市沼口965	R7・11・25
宗遠生薬16	おかがき調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津駅前7番16号	R7・12・31
京生薬75	藤本調剤薬局	築上郡吉富町大字広津385-1	R7・11・20

福岡県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
瀧生102	医療法人松本医院	のりこ皮ふ科クリニック	三瀧郡大木町大字大敷1037・1038合併番地	R8・1・1
大生342	医療法人中島整形外科医院	医療法人 中島こどもクリニック	大牟田市大字草木572-1	R7・10・1

福岡県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大川生マ6	田中 雄一（ゆうあい在宅マッサージはり灸院）	大川市大字大橋293-2	R8・1・30
大川生マ7	田中 愛子（ゆうあい在宅マッサージはり灸院）	大川市大字大橋293-2	R8・1・30
大野生柔79	財津 彪（なかはた鍼灸整骨院）	大野城市仲畑四丁目1-20	R8・2・1
大川生はき11	田中 雄一（ゆうあい在宅マッサージはり灸院）	大川市大字大橋293-2	R8・1・30
大川生はき12	田中 愛子（ゆうあい在宅マッサージはり灸院）	大川市大字大橋293-2	R8・1・30
小生はき23	江久保 百香（ぶらす鍼灸治療院小郡店）	小郡市井上1027番地5	R8・1・12
大野生はき35	郡司 祥希（なかはた鍼灸整骨院）	大野城市仲畑四丁目1-20	R8・2・1
粕生はき70	稲吉 明（オーロラ鍼灸マッサージ院）	糟屋郡志免町御手洗二丁目13-16 3階	R8・1・9

福岡県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55

条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
像居120	三気堂薬局赤間駅前店	宗像市赤間駅前一丁目4-1 トリアビル1階	R7・7・1	居管・予居管

福岡県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宮居94	リハビリ特化型デイサービス 愛心	リハビリデイサービス アイシン	宮若市宮田3588	R7・11・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女介薬58	モトムラ薬局	八女市吉田8-2	八女市大島397-1	R7・12・1
筑介薬33	溝上薬局 筑後富久店	筑後市大字富久119-8	筑後市大字富久66番地1	R7・12・1
糸島地居163	デイサービス彩々	糸島市前原中央二丁目2番8号	糸島市浦志二丁目4番33号	R8・2・1

宮居94	リハビリデイサービス アイシン	宮若市龍徳1106-6	宮若市宮田3588	R7・11・1
宮支26	緑の木ケアプランサービス	宮若市龍徳133番地143	宮若市鶴田1381-2	H31・4・1
田川支101	はろうずケアマネジメントステーション	鞍手郡鞍手町大字中山字長崎2887番地2	田川郡香春町大字中津原1246番地17	R6・7・1

福岡県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
う介10	田中医院	うきは市浮羽町山北288-1	R7・12・31
飯居513	タカラ薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚1863-2	R8・1・31
宮居69	ヘルパーステーション愛心	宮若市龍徳1106-6	H28・3・31
宮支25	ケアプランセンター愛心	宮若市龍徳1106-6	H28・3・31

福岡県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
飯支149	ケアプランセンターぼむ	飯塚市鯉田1526-143	R 6 ・ 7 ・ 1

福岡県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 小 郡 線	前	小郡市力武1135番9先から 小郡市津古1429番7先まで	7.3 ～ 29.5	2908.6
			前	小郡市力武1135番9先から 小郡市津古1429番7先まで	7.3 ～ 44.0	3580.1
			後	小郡市力武1135番9先から 小郡市津古1429番7先まで	7.3 ～ 44.0	3580.1

福岡県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	国 道	322号	前	嘉麻市大隈町637番1先から 嘉麻市大隈町643番1先まで	10.7 ～ 19.1	52.6
			後	嘉麻市大隈町637番1先から 嘉麻市大隈町643番1先まで	14.6 ～ 20.2	52.6

福岡県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 宗 像 線	前	宗像市吉留3508番1先から 宗像市吉留3509番先まで	5.0 ～ 5.9	54.5
			後	宗像市吉留3508番1先から 宗像市吉留3509番先まで	5.0 ～ 5.9	54.5

福岡県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年3月福岡県告示第270号筑後中央広域都市計画下水道事業広川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

広川町

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業広川公共下水道

3 事業施行期間

平成11年5月12日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和4年3月福岡県告示第270号の事業地に、広川町大字吉常上字林ノ下、字今広、字小栗林、字赤土、字上牟田、字下牟田、字宮ノ後、字寺島、字井ノ上、字上中園、字下中園、字上市ノ江、字初田、字役丸の各字の一部、広川町大字吉常下字瀬戸口、字竈田、字上樋口、字下樋口、字堂園、字大町、字余石、字下市ノ江の各字の一部、広川町大字内田字堤、字横手、字中津町の各字の一部及び広川町大字草場字石橋の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線 桑野線	田川郡川崎町大字田原458番2先から 田川郡川崎町大字田原603番3先まで

福岡県告示第100号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

宗像市鐘崎字深浜219の18

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	国道	200号	前	直方市大字頓野4069番1先から 直方市大字頓野3956番2先まで	10.8 ～ 24.5	330.0
			後	直方市大字頓野4069番1先から 直方市大字頓野3956番2先まで	14.5 ～ 26.2	330.0

公 告

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）
- 2 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程
令和8年9月7日（月）、9月14日（月）及び9月28日（月）の3日間
- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
10名
- 7 受講料
20,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）

- 2 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程
令和8年9月7日（月）、9月14日（月）及び9月28日（月）の3日間
- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
120名
- 7 受講料
20,000円

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字下牟田984番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字高橋1098番地1 アミティエサード3号館104
永留 稜大

警察本部

福岡県警察本部告示第13号

福岡県警察篠栗合同庁舎の所在地及び開庁日を次のとおり公示する。

令和8年2月27日

福岡県警察本部長 住友 一仁

1 所在地

福岡県糟屋郡篠栗町田中三丁目4番1号

2 開庁日

令和8年4月1日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第70号の2

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年福岡県規則第66号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）別紙1-3に規定するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。